

せいねん こうけん せい ど しゅるい ないよう  
◎成年後見制度の種類と内容

しゅるい 種類	にんいこうけんせいど 任意後見制度	ほうていこうけんせいど 法定後見制度		
		ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
たいしょうしゃ 対象者	しょうらい そな 将来に備える方	はんだんのうりよく 判断能力が ふじゅうぶん かた 不十分な方	はんだんのうりよく 判断能力が いちじる ふじゅうぶん かた 著しく不十分な方	はんだんのうりよく 判断能力が か 欠けているのが つうじょう じょうたい かた 通常の状態の方
しえんないよう 支援内容	はんだんのうりよく 判断能力が あるうちに にんいこうけんせいど 任意後見人を選定	いちぶ けいやく 一部の契約・ てつぎとう 手続等の どうい たりけし だいい 同意・取消や代理	ざいさんじょう 財産上の じゅうよう けいやくとう どうい 重要な契約等の同意 ・取消や代理	けいやくとう すべての契約等の だいい どりけし 代理・取消 ※日常生活に かん する行為は除く
こうけんにんとう 後見人等 になる人	じぶん えら ひと 自分で選んだ人を にんいこうけんせいど 任意後見人に することができる	かていざいばんしょ 家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 ふくしかんけい ほうじん た ほうじん 福祉関係の法人やその他の法人)		

にんいこうけんせいど  
◎任意後見制度



しょうらい はんだんのうりよく じゅうぶん ばあい そな  
将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えてあら  
かじめ本人が選んだ人（任意後見人）に代わりにしても  
らいたいことを決め、公正証書で契約（任意後見契約）  
をしておきます。  
ほんにん はんだんのうりよく じゅうぶん とき ほんにん はいぐう  
本人の判断能力が十分でなくなった時に、本人・配偶  
者・四親等以内の親族・任意後見人になる人が家庭裁判  
しょ もうした にんいこうけんせいど かんたく ひと にんいこうけん かんたく  
所に申立て、任意後見人を監督する人（任意後見監督  
人）が選出されてから、任意後見契約が始まります。

ほうていこうけんせいど  
◎法定後見制度

にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう はんだんのう  
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能  
力が十分ではない方が不利益にならないよう、後見人を  
えら ほうりつてき しえん  
選び法律的に支援します。  
かていざいばんしょ ほんにん はんだんのうりよく おう ほじょにん  
家庭裁判所が本人の判断能力に応じ、「補助人」、  
ほさ にん せいねんこうけんせいど せん にん せいねん  
「保佐人」、「成年後見人」を選任します。なお、成年  
こうけん にん など しんぞく べん ごし しほうしよし しやかい ふくし  
後見人等は、親族のほか弁護士、司法書士、社会福祉  
し しやかい ふくし きょうぎかい など ほうじん せん にん  
士、社会福祉協議会等の法人からも選任されます。



せいねん こうけん せい ど りよう なが  
◎成年後見制度を利用するまでの流れ

にんいこうけんせいど  
任意後見制度

けいやく ないよう き  
契約内容を決める  
にんいこうけんせいど ひと えら かね  
任意後見人になってくれる人を選び、お金の  
かんり せいかつ かわりにしてもら  
管理や生活について、代わりにしてもら  
いたいことなどを決めます。

こうしょうやくば にんいこうけんけいやくむす  
公証役場で任意後見契約を結ぶ

こうしょうにん こうせいしょうしょ さくせい にんい  
公証人に公正証書を作成してもらい、任意  
こうけんけいやくむす こうせいしょうしょ ないよう  
後見契約を結びます。公正証書の内容は、  
とうきょうほうむきよく とうき  
東京法務局で登記されます。  
こうせいしょうしょさくせい きほんてすうりょう  
●公正証書作成の基本手数料  
とうき てすうりょう  
●登記手数料  
ほうむきよく のうふ いんし だいい  
●法務局に納付する印紙代



ほんにん はんだんのうりよく ていか  
本人の判断能力の低下

はんだんのうりよく ていか むす  
判断能力の低下によって、あらかじめ結  
にんいこうけんけいやく しえん  
でいただいた任意後見契約について支援しても  
らう必要が生じます。

かていざいばんしょ にんいこうけんかんたくにんせん にん もうした  
家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立て

もうしたてしよ ほんにん こせきとうほん  
●申立書 ●本人の戸籍謄本  
にんいこうけんけいやく こうせいしょうしょ うつ しんだんしよ  
●任意後見契約公正証書の写し ●診断書

にんいこうけんかんたくにんせん にん  
任意後見監督人選任

かていざいばんしょ にんいこうけんかんたくにん せん にん にんい  
家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意  
こうけんけいやく こうりよく ほうせい こうけん かいし  
後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

ほうていこうけんせいど  
法定後見制度

しりょうじゅんび  
資料準備  
かていざいばんしょ もうした いっしき にゅうしよ  
家庭裁判所で申立て一式を入手します。

もうした  
申立て

しよるい そろ ほんにん じゅうしよち かてい  
書類を揃えたあと、本人の住所地の家庭  
さいばんしょ もうした  
裁判所に申立てます。  
もうしたてしよ しんだんしよ もうしたててすうりょう  
●申立書 ●診断書 ●申立手数料  
とうき てすうりょう しゅうにゅういんし  
●登記手数料（収入印紙）  
ゆうびんきって ほんにん こせきとうほん  
●郵便切手 ●本人の戸籍謄本

ちょうさ かんてい しんり  
調査・鑑定・審理

かていざいばんしょ ちょうさかん こうけん にん こうほしゃ  
家庭裁判所の調査官が後見人の候補者  
あ じじょう かくにん  
に会って事情を確認します。  
かていざいばんしょ いし せいしんかんてい い  
また家庭裁判所が医師に精神鑑定を依  
らい ばあい  
頼する場合があります。  
かんていひょう べつとひつよう  
(鑑定費用が別途必要)

しん ばん  
審判

かていざいばんしょ ほんにん るいけい こうけい にん せん にん  
家庭裁判所が本人の類型と後見人を選任  
して、支援内容が決まります。

しん ばん かくてい  
審判の確定

かくてい こ とうきょうほうむきよく こうけん とうき  
確定後、東京法務局で後見が登記されます。